

津島市骨髄提供者助成事業

骨髄・末梢血幹細胞移植は、白血病などの治療として行われています。骨髄提供者の負担を軽減し、骨髄提供しやすい環境をつくるため、骨髄提供者へ助成金を交付します。

- 交付対象者
- ①骨髄提供者
(骨髄等の提供日に津島市に住民票がある人)
 - ②骨髄提供者が勤務している国内の事業所
(国・地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、
国立大学法人及び公立大学法人を除く。)

対象となる通院や入院

- ①健康診断に係る通院
- ②自己血採血に係る通院
- ③骨髄等の採取のための通院、入院
- ④その他、日本骨髄バンクが必要と認める医療行為

- 助成金額
- ①骨髄提供者：通院又は入院1日につき
20,000円(上限：通算7日間)
 - ②事業所：通院又は入院1日につき
10,000円(上限：通算7日間)

申請期限 骨髄等の提供日から1年以内

申請方法 申請書を下記に持参又は郵送で
提出してください。

(申請書は、津島市ホームページよりダウンロードできます。)



申し込み・問い合わせ

〒496-0863 津島市上之町1-60
成人保健グループ

津島市保健センター
☎0567-23-1551